

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

例）

- ・オープンイノベーションプログラムを実施し、新技術・新サービスを共同開発する
- ・中小企業向けのM&A・事業承継に関する相談窓口を設け、専門家・仲介機関を紹介する
- ・共同特許・知的財産の権利取り扱いルールを策定し、公正な権利帰属を徹底する
- ・共同事業の立ち上げや販路拡大支援を行い、事業の持続的成長を図る

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

例）

- ・受発注・検収・請求書の電子化を推進し、共通EDIの導入支援を行う。
- ・在庫・需要情報を匿名化して共有し、サプライチェーン全体の最適化を図る。
- ・取引先従業員向けにDX・ITリテラシー研修を実施し、IT人材育成を支援する。
- ・サイバーセキュリティ対策の自己診断シートを提供し、改善助言や勉強会を実施する。

c. 専門人材マッチング

例）

- ・IT、環境、補助金申請などの分野で専門家をデータベース化し、取引先へ紹介する
- ・プロ人材を複数企業で共同活用できる仕組みを整備し、短期プロジェクトを支援する
- ・成果連動型のマッチング制度を導入し、業務効率化や売上向上を促進する

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

例）

- ・取引先と共同で省エネ診断を実施し、改善提案や補助金活用を支援する
- ・設備の高効率化・電化（モーター更新、ヒートポンプ導入等）を共同で推進する
- ・CO₂排出量算定ツールを共有し、排出データの見える化と削減計画の策定を支援する
- ・再生材・環境配慮型素材の調達を優先し、グリーン調達方針を策定する

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

例）

- ・従業員および取引先向けに健康経営ノウハウを提供し、取り組みを共同推進する
- ・メンタルヘルスや生活習慣改善に関するセミナー・ウォーキングイベントを共同開催する

る

- ・ 定期健診やストレスチェックの受診を促進し、結果に基づくフォローを実施する

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」という下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に追記してください。また、独自に文書等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご確認ください。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材（原料）とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

※型を活用した取引を行っていない場合には、この項目を除外してください。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- (例) 直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- (例) 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- (例) 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等
- (注) 「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。
- (例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2025 年 10 月 15 日

森果樹園

代表 森 知宏

(備考)

- ・本宣言は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。